

太子町産婦人科医師研修資金貸与条例を公布する。

令和 7 年 3 月 1 4 日

太子町長 高 梨 哲 彦

太子町条例第 4 号

太子町産婦人科医師研修資金貸与条例

(目的)

第 1 条 この条例は、将来、町内の医療機関における産婦人科又は産科において分娩を取り扱う医師（非常勤の者を除く。以下「産婦人科医師」という。）として勤務しようとする者に対し、臨床研修又は産婦人科専門研修（以下「臨床研修等」という。）に要する資金を貸与することにより、町内の医療機関に必要な産婦人科医師を確保し、身近な地域で安心して出産できる体制の整備及び人口減少対策に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 医療機関 医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所をいう。
- (2) 研修資金 将来において、町内の医療機関等に産婦人科医師として勤務する者に対し貸与する研修、実習等（以下「研修等」という。）のための資金をいう。
- (3) 研修医師 研修資金の貸与を受けた者をいう。

(貸与の対象)

第 3 条 研修資金の貸与を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 臨床研修等を受けている者
- (2) 将来、町内の医療機関に産婦人科医師として勤務する意思を有する者
- (3) この条例による研修資金以外の研修資金その他これに準ずる資金の貸与を受けていない者又は受ける見込みのない者

(貸与の額等)

第 4 条 研修資金の貸与の額は、月額 1 0 万円とする。

(貸与の期間)

第 5 条 研修資金の貸与期間（以下「貸与期間」という。）は、臨床研修等期間内（5 年

以内)であって、次条の規定により締結された貸与契約に定める期間とする。ただし、町長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(貸与の契約)

第6条 町長は、研修資金の貸与を受けようとする者(以下「申請者」という。)からの申請があったときは、当該申請の内容を審査し、貸与することが適当と認めるときは、研修資金を貸与する旨の契約(以下「貸与契約」という。)を締結するものとする。この場合において、申請者は、連帯保証人2人を立てなければならない。

(貸与契約の解除)

第7条 町長は、研修医師が、次の各号のいずれかに該当するときは、貸与契約を解除するものとする。

- (1) 第3条に規定する者でなくなったとき。
- (2) 心身の故障のため、研修を継続することが困難と認められるとき。
- (3) 研修資金の貸与を辞退したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、研修資金を貸与することが適当でない認められるとき。

(貸与の停止等)

第8条 町長は、研修医師が臨床研修等を中断し、又は中断することを命ぜられたときは、臨床研修等を中断し、又は中断することを命ぜられた日の属する月の翌月から臨床研修等の受講を再開した日の属する月までの期間に係る研修資金の貸与を停止するものとする。この場合において、これらの月分として既に貸与された研修資金があるときは、その研修資金は、当該研修医師が臨床研修等の受講を再開する日の属する月の翌月以降の月分として貸与されたものとみなす。

(返還)

第9条 研修医師は、次の各号のいずれかに該当するときは、その事由が生じた日から起算して30日以内に、貸与を受けた研修資金の総額に利息を付した額を返還しなければならない。ただし、町長は、特別の事情があると認めるときは、別に期限を定めて、又は分割して返還させることができる。

- (1) 貸与期間が満了したとき。
- (2) 第7条の規定により、貸与契約が解除されたとき。

2 前項に規定する利息の額は、貸与を受けた各月分の研修資金の額につき、当該研修資

金の貸与を受けた日の翌日から研修医師が最後に研修資金の貸与を受けた日の属する月の末日までの期間の日数に応じ、年当たり利息制限法（昭和29年法律第100号）に規定する利息の制限の範囲内において、町規則で定める割合で計算した額とする。

3 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

4 前2項の規定により計算した利息の額に100円未満の端数があるときはその端数を、利息の全額が1,000円未満であるときはその全額を切り捨てるものとする。

（返還の猶予）

第10条 町長は、研修医師が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間、研修資金の返還の債務（前条に定める利息及び第12条に定める遅延損害金を含む。以下「返還債務」という。）の履行を猶予することができる。

（1）町内の医療機関に産婦人科医師として採用され、業務に従事した場合 当該業務に従事した日の属する月の初日から当該業務に従事しなくなった日の属する月の末日までの期間

（2）災害、疾病その他やむを得ない理由により、研修資金を返還することが困難であると町長が認める場合 町長が必要と認める期間

（返還の免除）

第11条 町長は、研修医師が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、返還債務の全部を免除するものとする。

（1）前条第1号に該当する場合で、その従事した期間（以下「従事期間」という。）が、引き続き10年に達したとき。

（2）従事期間中に、職務若しくは通勤により死亡し、又は職務若しくは通勤に起因する心身の故障のため免職若しくは解雇され、若しくは退職（自主的に退職した場合を除く。）し、将来にわたって医師の業務に従事することができないと町長が認めるとき。

2 町長は、従事期間が引き続き10年に満たないときは、当該従事期間に応じ、返還債務の一部を免除することができる。

3 町長は、研修医師が死亡、心身の故障その他やむを得ない理由により研修資金を返還することが困難と認められるときは、返還債務の全部又は一部を免除することができる。

(遅延損害金)

第 12 条 研修医師は、正当な理由がなく、研修資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還した日までの間、返還すべき研修資金の額につき、太子町税外諸収入の延滞金徴収条例（昭和 51 年太子町条例第 18 号）に規定する延滞金の割合と同じ割合により算出した金額に相当する遅延損害金を加算して支払わなければならない。

2 第 9 条第 3 項及び第 4 項の規定は、前項の遅延損害金について準用する。

(委任)

第 13 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町規則で定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。